

「花巻空港広報媒体作成等業務」企画コンペ実施要領

1 目的

花巻空港の就航路線及び空港関連情報を周知し、同空港の認知度向上及び利用促進を図るため、県内及び就航先の地域（以下「県内等」という。）での情報発信、各種PRに使用する広報媒体の作成することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

花巻空港広報媒体作成等業務

(2) 業務内容（詳細は資料2仕様書参照）

県内等での花巻空港PRに使用するチラシ及びポスターの作成・配布

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）

(4) 委託料の上限額

1,216千円以内（税込）の額

3 参加者の資格要件

参加資格者は、下記に記載する企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

(1) 岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）の会員であること。

(2) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもので、本業務の実施について、協議会の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法2第条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が暴力団員等かどうかを替察本部に照会すること。

(7) 参加資格届出書の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

4 企画コンペ参加手続き等

(1) 事務局

岩手県空港利用促進協議会（事務局：岩手県ふるさと振興部交通政策室（岩手県庁8階））

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5914 FAX：019-629-5219 電子メールアドレス：ab0013@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する交付資料については、郵送にて送付する。

《交付資料》

資料1 企画コンペ実施要領（本書）、**資料2** 仕様書、**資料3** 企画コンペ審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付、回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

① 受付期間

令和6年7月8日（月）から7月12日（金）午後5時まで

② 受付場所、提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式1—1】「実施要領等に関する質問票」に記入のうえ、電子メールにより事務局に提出すること。

③ 回答方法、回答期限

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、令和6年7月16日（火）までに協議会公式ホームページに掲載する。

(4) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、下記により参加届出書類を持参又は郵送により提出する。

① 提出期限

令和6年7月17日（水）午後5時〔必着〕

② 提出先、提出書類及び提出方法

【様式1—2】「企画コンペ参加届出書」及び【様式1—3】「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注実績」に、必要事項を記入のうえ、事務局に持参または郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出し、また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこととする。

③ 提出期限までに【様式1—2】「企画コンペ参加届出書」を提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記6に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

5 企画提案の手続等

(1) 企画提案の作成

コンペ参加者は、上記2(2)及び**資料2**仕様書に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成する。

- ① 具体的なデザイン案
- ② 作業、事業実施スケジュール及び業務実施体制
- ③ 再委託等の有無及び予定

(2) 積算内訳書の作成

① 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

② 積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出部数

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

イ 積算内訳書 6部（正本1部、副本5部）

② 提出期限

令和6年7月26日（金）午後5時〔必着〕

③ 提出先、提出方法

協議会事務局に持参または郵送により提出する、

なお、持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出することとし、郵送の場合は、封筒の表に「企画提案書在中」の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便により、提出期限までに必着のこととする。

④ その他

提案は1者につき1提案とし、複数提案は不可とするとともに、企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、所有者、保有者等から承諾を得ることとする。

また、一度提出した企画提案書等は、これを書替え、引き換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

上記3及び4(4)③により参加することができない者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ 上記2(4)の委託料の上限額を超えた提案
- ⑤ その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選考方法

参加者の企画提案の審査は、**資料3** 企画コンペ審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、審査委員会において行う。

(2) 審査委員会の開催

審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づく書類審査とする。

(3) 受託候補者の決定

① 審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結にあたっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容について、協議、調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結する。

② 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

③ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約保証金：岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に準じて判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

企画提案書に記載された事項に沿って上記6(3)①に定める契約内容についての協議、調整を行い、仕様を確約し契約を締結する。

8 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペにあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、または、不穏な行動をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、または、企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

① 参加者が協議会に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属することとし、提出書類は返却しない。

② 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペの参加に要する経費

企画コンペへの参加に要する経費については、全て参加者が負担するものとする。

(3) 本事業は、審査要領2-(5)に定める場合、その他本事業の執行が困難となった場合にあっては、本

件業務委託手続きについて、停止の措置を行うことがある。

[参考] スケジュール（予定）

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 【様式1—1】実施要領等に関する質問票提出期限 | 7月12日（金）※午後5時まで |
| (2) 質問事項に対する最終回答 | 7月16日（火） |
| (3) 【様式1—2】企画コンペ参加届出書、【様式1—3】会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等実績提出期限 | 7月17日（水）※午後5時必着 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 7月26日（金）※午後5時必着 |
| (5) 企画コンペ実施（書面審査） | 7月下旬 |
| (6) 委託候補者決定 | 8月上旬 |
| (7) 委託契約締結 | 8月中旬 |

※変更する場合は参加届提出者に別途通知する。